

特集 …P2 地域を基盤とする権利擁護の推進に向けて ～神奈川県における成年後見制度利用促進の取り組み～

NEWS & TOPICS …P6

年末たすけあい運動実施中！
県内初 市町村災害ボランティアセンターを設置

県社協のひろば …P10

第30回全国福祉医療施設大会
子ども・若者の居場所づくり事例集発行



地域を基盤とする権利擁護の推進に向けて ～神奈川県における成年後見制度利用促進の取り組み～

認知症高齢者や知的障害者・精神障害者など、判断能力が十分でない方々の日常生活や財産管理を地域社会全体で支え合うことは本県においても喫緊の課題であり、地域共生社会の実現に向けた権利擁護体制の構築が求められています。そこで本号では、神奈川県における成年後見制度の利用促進の取り組みについてご紹介します。

利用者がメリットを感じる制度へ

成年後見制度は、判断能力が十分でない認知症高齢者等を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない現状があります。

平成28年度に制定された成年後見制度利用促進法（以下、促進法）を受けて閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画（以下、基本計画）」においては、利用者がメリットを感じる制度への運用改善に向けて、市町村において成年後見制度利用促進にかかる計画を策定することや、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置などが求められています。

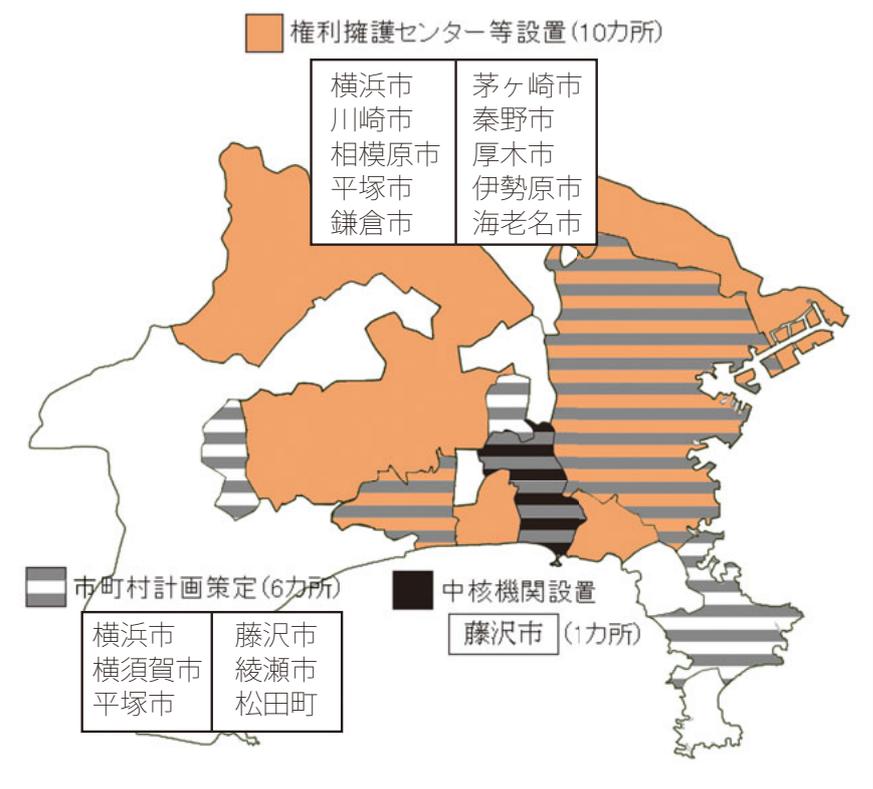
本会では、促進法や基本計画によって、国や自治体の責務が明確化され制度の利用が進められることは、これまで神奈川県が取り組んできた「地域を基盤とする権利擁護の推進体制」を強化する上で好機だと考えています。

成年後見制度利用の現状と課題

平成30年12月末現在、神奈川県内では1万6千人余りが成年後見制度を利用していますが、国際的には、少なくとも総人口の1%程度が潜在的利用者だとされています。これを踏まえると、神奈川県の総人口（918万人）の中では、少なくとも9

「神奈川県内の中核機関、権利擁護・成年後見センター、利用促進計画の状況」

（厚生労働省：中核機関及び市町村計画策定等の取り組み状況調査結果（R1.7.1速報値）より）



万人程度の潜在的利用ニーズがあると考えられます。しかしながら、実際に利用している1万6千人という数との乖離が大きいことから、必要な人が制度につながっていないことが推察されます。

基本計画では、成年後見制度の利用が進まない背景として「意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされている」場合があることが指摘されています。これ

までの財産管理に偏重していた制度を、意思決定支援や身上保護の観点から個々のケースに応じた柔軟な運用とし、真に必要なと感じられる、利用者に寄り添う制度への方向転換が求められています。

また「本人やその親族、後見人からの相談に対して後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行う

ことは困難」な点も課題となっています。ここで必要となることは、従来の保健・医療・福祉だけでなく、新たに司法も含めた連携の仕組みです。

意思決定支援につながる受任者調整

成年後見制度において、意思決定支援や福祉的な視点による身上保護がなされるためには、どうしたらよいのでしょうか。

その1つとして、本人にとって最適な後見人が選任されるための仕組み、いわゆる中核機関における受任者調整（マッチング）の取り組みが構想されています。

本県では、平成25年度から、家庭裁判所と市町村・市町村社協と成年後見制度に関する連絡協議会を開催し、成年後見制度の運用や市民後見人の選任に関する情報交換・課題共有を図ってきました。最近は利用促進をテーマとした協議も増え、地域による福祉的支援と、家庭裁判所が行う監督機能がそれぞれの役割を發揮し、地域で本人を支えるネットワークをどう構築するかが大きな課題となっています。そこで本特集のコラムでは横浜家庭裁判所の取り組みについて、ご寄稿いただきました。

県内の市町村社協の取り組み

基本計画では、判断能力が十分に

成年後見制度の利用促進に向けた家庭裁判所の取り組みについて

〈取り組みの推進〉

基本計画が策定されて今年で3年目になりました。全国各地で、本人に寄り添った成年後見制度の運用を目指して、さまざまな取り組みが進められているところです。横浜家庭裁判所としても、権利擁護に関わる地域のメンバーの一員として、認知症高齢者や障害者が地域で本人らしい生活ができるように検討を重ね、取り組みを進めています。

〈中核機関設置のメリット〉

基本計画では、成年後見制度を利用される方にメリットを実感してもらうためにも、中核機関の整備が必要であると指摘していますが、中核機関が整備されるとどのようなメリットがあるのでしょうか。

まず、家庭裁判所が後見人を選任する場面を考えると、市町村に中核機関が設置されれば、後見制度利用の申立てに至る前の段階から本人と関わり合いのある福祉・医療の関係者や、地域の方々が持っている情報を中核機関に集約することができそうです。中核機関は、本人の生活環境や財産状況、抱えている課題などを考慮して、最もふさわしい後見人候補者を選び、

家庭裁判所に推薦することができそうです。これにより、これまで以上に、本人の状況やニーズにマッチした後見人の選任が可能になります。

また、後見人が選任された後の場面を考えると、今のところは、後見人が福祉的な相談をする機関がないため、家庭裁判所に相談が寄せられています。しかし、中核機関が整備されれば、本人らしく生活することをサポートするという福祉的な観点から、中核機関が後見人からの日常的な相談に乗り、必要な支援につなげることができそうです。

〈市町村の取り組みのサポート〉

制度を利用される方にメリットを実感してもらうためにも、市町村において中核機関設置に向けた検討をより一層進めていく必要があります。ありますが、家庭裁判所としても、市町村の取り組みを積極的にサポートしていく必要があります。

横浜家庭裁判所では、これまで市町村の取り組みに向けたサポートを行っており、具体的には、神奈川県が主催する協議会にオブザーバーとして参加し、比較的取り組みが進んでいる



家庭裁判所のキャラクター「かっくん」

市町村と個別に意見交換会を実施してきました。

〈今後の取り組み〉

市町村の中には、これから中核機関設置に向けた具体的な取り組みを進めるといった段階のところもあります。横浜家庭裁判所では、協議会の場面などで中核機関設置に必要な情報を発信していますが、市町村の中核機関の設置状況を見ると、今後もより情報を発信する必要があります。市町村と家庭裁判所が、市町村ごとの課題や見通しなどを踏まえ、具体的に話し合う機会を持つことが大事だと考えています。そこで、現在、横浜家庭裁判所では、県内の個別の市町村をはじめ、県や県社会福祉協議会と積極的に連絡を取って、数多くの意見交換会を実施しているところです。

現在、全ての市町村にとって、地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けた取り組みを進めることは喫緊の課題です。横浜家庭裁判所としましては、成年後見制度をより利用しやすいものとするため、関係機関と積極的に連携しながら、これまで以上に市町村の取り組みをサポートしていきたいと考えています。

（横浜家庭裁判所）

ない方の権利擁護や意思決定支援を地域で推進していくことを重視しています。一方、市町村協会は、日常生活自立支援事業を通して、判断能力が十分でない方々への権利擁護支援の経験を重ねてきました。事業の利用者に成年後見制度が必要になった折には、地域で本人を支えていくことの重要性から福祉関係者や専門職と連携して法人後見事業を開始し、さらには市民後見人を養成するなど、地域福祉を推進するための総合的な取り組みにもつながってきたところでは、増大する成年後見制度へのニーズに応えるため、法人後見事業や市民後見人の養成を行ってきました。さらに、成年後見制度の相談から、申立てを経て後見人が選任され、そしてその後までを一貫して支援する後見支援体制の必要性から、平成26年9月に、多様な主体の参画・連携による成年後見利用支援センターを開設しました。センターでは、市長申立てをスムーズに進めるための事前相談や応急的事務管理事業の実施など、課題を解決するための特徴的な実践が行われています。

このような権利擁護や成年後見にかかわるセンターは、他にも鎌倉市や茅ヶ崎市、秦野市など、政令市を含めた県内10カ所の市町村において展開されています。

藤沢市では、今年度4月に中核機関を設置しました。藤沢市協が運営するふじさわあんしんセンターでは、これまでの関係者との連携を土台として、権利擁護の相談支援体制を協議し、専門職や当事者家族等と地域の権利擁護ネットワークの構築を行っていましたが、このセンターの機能を総合的に発展させる形で中核機関が設置されました。

必要なサービスをつなぎ、本人の暮らしの基盤を整える

成年後見制度の利用促進は、単に制度の利用を促進することだけが目的ではなく、ノーマライゼーションの実現や本人の自己決定権の尊重といった、本来の趣旨に沿うよう運用の改善を行い、利用者が使ったよかったと思えるようにする取り組みです。

このことが、地域で暮らす判断能力が十分でない方の支えとなり、地域の権利擁護ネットワークの構築につながると考えています。

本会では、今後も公私にわたる福祉関係者や専門職、そして家庭裁判所などの司法機関と連携しながら、地域を基盤とした権利擁護の構築に推進してまいります。

(権利擁護推進部)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成31年度

ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ			
賠償責任	葬祭費用保険金(特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
天災タイプ(※)		(基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(S/JNK18-13568 2019.1.16作成)



私たちは地域の「子育て応援団」です

～児童委員、主任児童委員活動から～



子育てサロン「まなっこひろば」で遊ぼう

「おはよう」「いらっしゃい」「今日はお誕生日会だね」町民センターの一室にある「まなっこひろば」に、今日も元気に子どもたちがお母さんや家族の人と一緒にやってきます。

私たち真鶴町民児協は、児童委員18名、主任児童委員2名で、子育て支援の一つとして「まなっこひろば」（以下、ひろば）の活動に取り組んでいます。

暑い日、寒い日、雨の日でも、子どもたちがのびのびと室内で遊べる場所、親子が自由に交流できる場所が欲しいという乳幼児のいるお母さん方の切実な声をきっかけに、民児協では主任児童委員が中心となり、社会福祉協議会、町の健康福祉課と連携し、実行委員会を立ち上げ、平成24年にひろばがスタートしました。

部屋には、おもちゃや絵本などがあり、月曜日（休館日）以外は自由に利用できます。

毎週水・木曜日は、私たちが当番で保育士と共に参加し、子どもたちを見守ったり、遊び相手になったり、お母さん方と子育てや最近の話題について話をしたりします。子どもたちが



「今日ではどんなお話かな？」絵本の読み聞かせに子どもたちは注目

のびのびと遊べる場であるとともに、お母さん同士の交流の場、ホッとくつろげる場となるよう心がけています。

また、お誕生日会や衣類のリサイクルフェア、子育て応援講座（救急法など）等のイベント、子育て情報に関するチラシや冊



何かあったときのために、お母さんたちがAEDの使い方を学ぶ

子などの発信等、お母さん方の思いや願いに寄り添う場になるように努めています。

お誕生日会では、手遊びや体操、紙芝居などを楽しみ、お誕生月の子への手形足形などのプレゼントやハッピーバースデーの歌などに、親子、スタッフ皆の笑顔が広がります。子どもたちの成長をお母さん方と共有できるのは大きな喜びです。

今後も皆が楽しめる広場を目指して明るく元気に活動していきたいと思えます。

真鶴町民生委員児童委員協議会
会長 横山 公



— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 **安江設計研究所**

東京都港区高輪 2-19-17-808

Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください



株式会社 **あんざい**

横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

年末たすけあい運動実施中！



共同募金運動には、10月から12月までの3カ月間に実施する「赤い羽根募金（一般募金）」（※）と、12月の1カ月実施する「年末たすけあい募金」があります。

「赤い羽根募金」は、主に県内の民間社会福祉施設や団体が地域福祉を推進するための事業に、「年末たすけあい募金」は、市区町村社協が地域単位で実施する生活支援事業などに活用されています。

「年末たすけあい募金」は生活困窮者の越年支援を目的として、昭和28年に神奈川県と県社協の提唱により始まりました。

その歴史は古く、明治時代後期から救貧を目的とした民間活動として広がり、昭和初期から戦後にかけては、全国の各地域で民生委員（戦前は方面委員）が中心となり、住民同士が米や餅、衣類などを持ち寄り、お互いの生活を助け合う「一品持ち寄り運動」が起源と言われています。

最近では、ひとり暮らし高齢者のためのサロン活動をはじめ子育て支援事業や障がい者団体が行う

事業、公的援助が届きにくい小規模団体の活動費など、地域で最も必要とされる事業へ支援の輪を広げています。

今年の「年末たすけあい募金」の目標額は3億8907万円です。

住み慣れた街で安心して暮らし、いくために、さまざまな地域福祉事業が計画されています。皆さまの温かいご支援をお待ちしています。

（県共同募金会）

※平成25年度より運動期間を1月から3月までの3カ月間拡大しました。この期間は、県共同募金会が県内の企業との協働事業を推進するための特定活動期間とします。

年末たすけあい募金

- 実施期間
令和元年12月1日(日)～31日(火)
- 寄付金受付窓口
共同募金会市区町村支会
- 寄付金・配分金の取り扱い
寄付金は、当該地域のために全額活用されます
- 問い合わせ先
(福)神奈川県共同募金会
☎045-312-6339



県内初市町村の災害ボランティアセンター設置 —台風第19号による豪雨災害を受けて

大規模災害発生時には、災害ボランティアセンター（以下、災害VC）を設置し、ボランティアの協力を得てさまざまな被災者を支援する活動があることはマスコミでしばしば取り上げられるところです。

10月12日に本県を通過した台風第19号により、とりわけ川崎市内、相模原市内において甚大な被害が発生したことを受け、川崎市社協（10月15日設置、11月24日閉所）と相模原市社協（10月17日設置）では災害VCを設置し、被災者へ支援を行いました。本県では災害VCが設置されたのは初めてのこととなります。

本会では、災害対策本部を立ち上げ、今後の対応を協議し、市内3カ所（津久井地区、相模湖地区、藤野地区）に災害VCを設置した相模原市社協からの「神奈川県・市町村社会福祉協議会における災害時支援に関する協定（平成18年4月1日締結）」に基づく支援要請への対応を図りました。

派遣した市町村社協及び本会職員は延べ33人にのぼり、相模原市

津久井地区災害VCで相模原市社協の他、市役所職員や地域の団体等と一緒に活動しました。

大規模災害発生時の社協ネットワークによる応援派遣は、平成7年の阪神・淡路大震災の支援の頃から始まり、最近では、昨年の広島県の支援を実施。今年は9月の台風第15号の千葉県南房総市社協に、本県から県・市社協職員計17人を派遣し支援しています。

この社協のネットワークについて、今回支援を受けた相模原市社協からは「今までは支援に赴く立場であったが、今回は、支援を受ける立場となり、改めてありがたさを実感しています」との声が寄せられました。

この度、災害VCを設置した2社協ではニーズも収束しつつあり、最近では支援を受けた世帯からボランティアに対するお礼や感謝の電話が相次いでいるそうです。本会では引き続き社協ネットワークを生かし、災害発生時の協力体制の推進に努力してまいります。

（企画調整・情報提供担当）

●社会福祉連携推進法人(仮称)の創設に向けた動き

厚生労働省は29日、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」を開き、同連携法人の創設に向けた論点を示した。社会福祉法人の合併・事業譲渡などの事態に陥るのを避けるため、連携法人内で資金の融通も可能とするのが特徴。

●ともに生きる社会かながわ憲章を広めるロゴが完成

県は30日、同憲章の認知度向上を目指して作成したロゴを披露した。ポスターなどに活用し、憲章の理念を広げていく。



●全社協が防災担当大臣に緊急要望を提出

全社協は5日、武田良太防災担当大臣に対し、災害救助法に「福祉の支援」を位置づけ、災害ボランティアセンターの設置・運営等への財政支援を求める緊急要望を提出した。現状は、市町村の補助金や共同募金会の災害準備金頼みとなっている。

●県内市町村でパートナーシップ制度導入に向けた動き

横浜市は13日、12月2日から性的少数者のカップルをパートナーとして公的に認める同制度の運用を開始すると発表。鎌倉市も年内に、相模原市、逗子市も来年度からの導入を目指している。横須賀市と小田原市が今年4月から導入済み。

●県内初のこどもホスピスが2021年夏頃に開設へ

終末期を迎える子どもたちが家族らと豊かな時間を過ごすこどもホスピスの開設に向け、横浜市は15日、(N)横浜こどもホスピスプロジェクトを事業者に選定したと発表した。金沢区の市有地を用地として無償貸付するなどの支援も行う。

●地域共生社会の構築に向けた市町村の新事業骨子が示される

厚生労働省が18日、「断らない支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの骨子を示した。新事業は社会福祉法に市町村の任意事業として位置付ける方針で、一体的に実施できるよう交付金を設ける。2020年の通常国会に改正法案を提出する。

Movement of welfare

やさしさのおくりもの

ともしび基金の果実を活用した活動支援 ～(N)かるがもCPキッズ～



ムーブメントの様子



きょうだい児のケアのためのミニ講座

かるがもCPキッズは、代表の江利川ちひろさんが2015年に立ち上げた団体で、肢体不自由児ときょうだい(※1)児とその保護者へ支援活動を行なっています。

江利川さんのお子さん2人は身体に障害があり、就学やきょうだい児の心のケアに悩んだ経験をブログに書いていました。すると、同じような立場の保護者から多く反響があり、障害のあるお子さんだけでなく、きょうだい児と家族が共に過ごせる場づくりとして発展してきました。

ともしび基金では、障害のある子どもに向けた親目線からの就学相談会や、きょうだいも一緒になって交流することを楽しくしてもらうためのフッキングなどの事業に対して助成しています。

取材に訪れた日は、鎌倉女

子大学の小林保子ゼミと実施している家族支援ワークショップの日で、音楽療法士のボランティアも協力し、季節のイベントをテーマにした子ども向けプログラム、ユランコ(※2)やスカーフを用いたムーブメント、保護者向けプログラム「ピアサポート」やきょうだい児のケアのためのミニ講座などを行いました。

こうした取り組みは口コミで反響を呼び、県外から訪れる家族もあります。

かるがもCPキッズではこのような活動のほか、外出が容易でない保護者に向けたオンラインピアサポート「ひまわり」も実施しています。年を重ねることに成長していく活動を、本会も引き続き応援していきます。(地域福祉推進担当)

「ひまわり」についての詳細はかるがもCPキッズのホームページをご覧ください
URL <https://www.karugamo-kids.com/>

(※1) きょうだい…本コーナーでは、性別の違いや障害のあるなしによらず家族の一員を指す言葉として使用

(※2) ユランコ…取手に牽引ベルトをつけて引張ることで、ハンモックのゆれと同じ体験のできるムーブメント療法に用いる遊具

私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

親子でおもちゃを手作りして遊ぼう！

今年も師走となり、クリスマス、大晦日、お正月を迎えます。寒い日が続く、部屋の中で過ごすことも多くなる季節です。

そんなときに親子で楽しみたいのが、“手作りおもちゃ”。どこの家庭にもよくある物や100円ショップで手に入る物で気軽に作ることができます。

完成した後に一緒に遊べるので、子どもも張り切って協力してくれるでしょう。

今月は

⇒ **NPO 法人 ままとんきっず**

がお伝えします！

今年で子育て支援活動26年目。お母さんたちが主体となって、親子が集うサロン、グループ保育、一時保育、各種講座、産前産後サポート、子育て支援センター、小学校での寺子屋事業、中学校での赤ちゃんふれあい体験事業などを運営。情報誌・単行本の発行物は45冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。乳幼児から小中学生まで幅広い子育て支援により、地域の活性化を目指し、活動の場を広げている。

〈連絡先〉 〒214-0011 川崎市多摩区布田24-26
☎044-945-8662 ㊚044-944-3009
URL <https://mamaton.jp.org/>

◇子どもは動いたり身につけたりするおもちゃが好き

今回は、ままとんきっずスタッフの塚田康代さんにサロンやグループ保育で行っている手作りおもちゃの作り方や遊び方を教えてもらいました。作ったおもちゃに色を塗ったり絵を描いたり、シールを貼ったりして、小さな子も参加できますよ。

❖ 紙パックでぱくぱく人形を作ろう！

【材料】

- ・牛乳やジュースなどの紙パック

【作り方】

- ①紙パックの貼り合わせの部分の角に切り込みを入れる。このとき、底から3cmくらいまでの部分を残す。反対側の角にも同じように切り込みを入れる
- ②切り込みを入れたところまで裏返して折る。反対側も同じように裏返して折る
- ③油性マジックで動物や子どもの絵を描く。このとき、紙パックの底の部分が口になるようにする
- ④絵を切り抜いたら、完成！



【遊び方】

- ・口の裏側を持って、押す離すを繰り返すと、口がぱくぱく開いたり閉じたりするので、腹話術のように「○○ちゃん、こんにちは」などと子どもに話しかける
- ・紙パックの切れ端に好きな食べものや歯ブラシを描いて切り抜き、「お腹すいた、何かちょうだい。もぐもぐ、おいしいね」「食べたらずをみがこう。歯ブラシ上手にできるかな」などの言葉をかけてごっこ遊びをする

【注意点】

牛乳アレルギーの子がいる場合は、紙パックをよく洗って。または、ジュースの紙パックがおすすめ

❖ トイレtpペーパーの芯で双眼鏡を作ろう！

【材料】

- ・トイレットペーパーの芯2本 ・折り紙 ・ビニール紐 ・マスキングテープ ・シール など

【作り方】

- ①トイレットペーパーの芯のまわりに折り紙を貼る
- ②2本の芯を両面テープやセロハンテープでくっつける
- ③芯の両側に穴を開け、ビニール紐を通して結ぶ
- ④折り紙の上にマスキングテープやシールで模様をつけたら完成！ 絵を描いてもOK



【遊び方】

- ・双眼鏡を首からぶら下げた子どもに「さあ、探検に行こう。○○はどこにあるかな？」などと問いかけ、双眼鏡を覗き込みながら探す

* * * * *

たくさん遊んでぼろぼろになっても、また簡単に作るのがよいところ。ぜひ親子で楽しんでください。

福祉最前線

— 現場レポート —

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

(N)ワンエイド
理事長 松本かがり



平成21年より活動を開始。生活に困っている方、高齢者等の生活のサポート、住まいのサポート、フードバンクによる食料の支援を行っています。

(連絡先) 〒252-0001 座間市相模が丘4-42-20

☎046-258-0002 ㊚ own_aid@yahoo.co.jp

URL <http://own-aid.com/>



絶対に見捨てない！住まいの相談とフードバンク

県内全域から住まいと生活のサポートの相談は年間約2000件。

本年7月に神奈川県の居住支援法人の指定を受け、同時期に座間市の居住支援推進事業業務委託を受けました。座間市からの相談が最も多く、次いで相模原市、海老名市、厚木市など近郊の行政、地域包括支援センターなどからの相談もいただきます。

高齢や病気などでの住み替えが難しい。生活が苦しくライフラインが止まり、食料がない。ゴミ屋敷になってしまった部屋を片付けたい。さまざまな相談が毎日のようにあります。その都度、不動産や高齢者の専門知識を持つスタッフが対象者の住み替えや生活の改善に向け、適切なアドバイスや物件の内見・契約同行等を行ったり、困り事を聞き出し必要な支援を行います。最近では、アパートなどの契約がしづらい生活保護受給の一手手前の低所得者への支援や児童養護施設出身者に対するサブリース住宅(*)の提供も増えてきました。

また、住まいの問題を抱える人たちの多くは食べ



物にも困っています。住居を提供できたとしても、生活は苦しく「何か食べるものはない？」と訪れる高齢の人。最初は私たちのお弁当やいただき物のお菓子などを渡していましたが、だんだん回数や人数が増えてきたことから、企業や一般の方から余っている食品の寄付を募り、フードバンク事業を立ち上げることにしました。食の支援を行い、対象者と向き合うことで行政には話しにくい生活の問題点を聞き出し、解決策が出てくる場合もあります。

今後は行政や不動産業者との連携をさらに深めていきたいと思っています。私たちが支援する人たちの多くは、少しの手助けがあれば普通に地域で暮らしていける方がほとんどです。

空き家が多いのに入居はできない…この現状を



知っていただき、リスクの対応や理解を深めていただくため、周知活動も増やしていきたいと思っています。

※サブリース住宅：賃貸管理事業者がアパート等の賃貸住宅をオーナーから一括で借り上げ、入居者に転貸するもの

機械・雑踏警備のほか防犯カメラや新型【AED】も取扱っています。小型GPS機能による位置情報確認サービス「おまもりくん」の取扱いも開始しました。

京浜警備保障(株)



代表取締役社長 岡本 誠一郎

本社 〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川2-8-8 第一川島ビル

☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1528

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のお手伝い
デザイン・印刷・ホームページ制作



KKI 株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦2-1-12

営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902

制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1588

<http://www.kki.co.jp/>

地域共生社会の実現に向けて、福祉医療施設が担う役割とは

去る11月19日・20日の2日間に渡り、新横浜国際ホテル南館マナーハウスにて第30回全国福祉医療施設大会を開催しました。

全社協・全国福祉医療施設協議会、本会・福祉医療施設協議会、神奈川県医療福祉施設協同組合の共催で、全国各地から無料低額診療事業等関係者約200名が参加しました。

1日目の開会式には、厚生労働省社会・援護局、神奈川県福祉子どもみらい局、横浜市健康福祉局、横浜市社協から来賓が臨席され、その後の全国福祉医療施設協議会会長の桑名斉さんによる基調報告、厚生労働省の行政説明と続き、2つの分科会「経営実践・福祉医療実践報告」「MSW実践報告」に分かれ、最新の動向と地域で果たすべき役割、今日的な無料低額診療事業のあり方等について熱心な議論を展開しました。

2日目は、分科会の総括から始まり、日本福祉大学副学長の原田正樹さんによる「地域共生社会の実現に向けて」福祉医療施設への期待」をテーマとした講演と、東

京YWCAヒューマンサービスサポートセンター理事長の田島誠一さんがコーディネーターを務め、東京・埼玉・神奈川の事例発表により、シンポジウム「包括的な支援体制に向けた福祉医療施設の実践」を開催しました。

この全国大会は、東京・神奈川・京都・大阪の4都府県が順番で開催地となっています。

神奈川県医療福祉施設協同組合は、無料低額診療事業を行う19法人・27施設の病院・診療所で組織されています。同時にこの27施設により本会・福祉医療施設協議会が構成されており、相互に連携しながら一体的な事業を展開しています。経済的な意味での生活困窮だけではなく、いわゆる8050問題や貧困の連鎖、社会的孤立、外国籍の方々の地域での暮らしなど、課題を共有し、今後を考える機会となりました。



2日目シンポジウムの様子

(社会福祉施設・団体担当)

子どもたちの人生の選択肢を広げる支援のために

子ども・若者の居場所づくり事例集発行

本会では、「子ども・若者の育ちや自立を支える協働事業」を（N）よこはま地域福祉研究センター、（福）神奈川県共同募金会と三者協働で取り組み、「子ども・若者の育ちと自立を支えること」を地域の福祉課題として捉え、地域全体の子ども・若者を支えること、子どもの課題から地域全体のつながりや支え合いの輪を広げていくことを目指しています。

今回、3冊目となる「子ども・若者の居場所づくり事例集」ネットワーク編」を発行しました。取材を通し、子ども食堂などの居場所では子ども・若者等個別支援を行うため、また活動団体の継続発展や地域力を高めるために、居場所同士や関係機関と地域でネットワークを生み出し、実践に活かしている様子が見えてきました。

「子どもの抱える困難は大きく、それぞれ違い、私たちだけでは解決できないことばかり。だから関係機関とのネットワー

第4回子ども・若者の居場所づくりフォーラム

- 〈日程〉 令和2年1月29日(水)
午後1時30分～4時50分
 - 〈会場〉 ウイリング横浜
(横浜市港南区上大岡西1-6-1)
 - 〈テーマ〉 (仮) 子ども・若者の育ちや自立の
支援に必要なネットワーク
～子どもたちの人生の選択肢を
広げる支援を！～
 - 基調講演 湯浅誠氏 (全国こども食堂支援センター・
むすびえ理事長)
 - 事例報告 たまめし食堂 (子ども食堂・大和市)
おだていカフェ (高校内カフェ・小田原市)
結まーる (子ども食堂・藤沢市)
- フォーラムの申し込み方法などの詳細、事例集のダウンロードは、本会ホームページをご確認ください <http://www.knsyk.jp/>

クは大切で、子どものお腹も心も満たすような関りを連携して目指したい」という居場所実践者の声が取材では聞かれています。ネットワークを結び活用することで子どもたちの自己肯定感を育み、人生の選択肢を増やせるような支援につながります。事例集では、それぞれの居場所がどのようにネットワークを築き、活用して支援をしているかまとめていますので、ぜひお読みください。

また、1月にはフォーラムを開催予定です。ご参加お待ちしています。(企画調整・情報提供担当)

本会主催

苦情解決研修会 (第3回)

- ◇テーマ＝「事例を通して苦情解決の流れを体験する」
- ◇日時＝令和2年1月28日(火)午後1時30分～午後4時30分
- ◇会場＝県社会福祉会館 第3・4研修室(横浜市神奈川区沢渡4-2)
- ◇内容＝実際の苦情事例から、職員対応や解決策の考え方について学ぶ。講師：岩崎香氏(早稲田大学人間科学学術院教授)
- ◇費用＝2,000円
- ◇対象＝県内の社会福祉事業者に所属する①苦情受付担当者・苦情解決責任者および第三者委員他、苦情解決事業に携わる職員②苦情解決を学びたい職員
- ◇申込方法＝令和2年1月17日(金)までにFAXにて申込。定員60名。申込書はURLよりダウンロード
- ◇問合せ先＝かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
☎045-312-1121(代)FAX 045-322-3559
URL http://www.knsyk.jp/s/teki-seika/pdf/r2_128.pdf

令和2年度地域福祉活動支援事業

県内のセルフヘルプグループ・当事者団体、地域福祉活動に取り組むボランティアグループ等や県内の市町村社会福祉協議会およびそれらを構成員とする実行委員会等による、地域の課題解決や地域づくりに取り組む事業・活動に対し、本会が当該経費の一部に助成等を行うことにより、地域福祉の一層の推進を図ることを目的として実施します

- ◇申請方法＝令和2年1月31日(金)までに必要書類を提出。助成資格等詳細や様式はURLから。受付は月～金曜日午前10時～午後4時(年末年始期間と祝日は除く)

【本事業説明会】

- ◇日時＝令和元年12月23日(月)午後2時～午後4時
- ◇場所＝かながわ県民センター12階第2会議室(横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2)
- ◇問合せ先＝地域福祉推進担当

☎045-312-4813

URL <http://www.knsyk.jp/s/sanka/sienjigyotomoshi.html>

会員・関係機関主催

(一社) OHANA 第2回性犯罪被害当事者ケア勉強会

- ◇日時＝令和2年1月26日(日)午後1時30分～午後4時(午後1時開場)
- ◇会場＝かながわ県民センター12階第2会議室
- ◇内容＝「発達障害(未診断含む)と性犯罪被害」をテーマに、県内で活動しているカウンセラーを講師にお招きしながら、被害後のケアや被害防止について学びます
- ◇費用＝1,000円(事前振込)
- ◇申込方法＝☎かURLにて事前申込。定員30名
- ◇問合せ先＝(一社)OHANA
☎045-312-1121(内線3221、第2・3・4木曜日午後1時30分～午後4時30分)
URL handmaderouj@gmail.com

(公財) 鉄道弘済会 第31回こうさい療育セミナー

- ◇日時＝令和2年1月31日(金)午前9時～午後4時
- ◇会場＝総合福祉センター「弘済学園」(秦野市北矢名1195-3)
- ◇内容＝「行動障害への実践的アプローチを中心に、支援現場が直面する様々な課題を考える」と題し、高橋潔氏(弘済学園園長)による基調講演と分科会を行います
- ◇費用＝一般・終日：5,000円、一般午後のみ3,000円、学生無料
- ◇申込方法＝1月24日(金)までに、FAXかURLにて申込
- ◇問合せ先＝(公財)鉄道弘済会 総合福祉センター「弘済学園」第31回こうさい療育セミナー係
☎0463-77-3222 FAX 0463-77-3225
URL <http://www.kousaikai.or.jp/school/>

認知症の人と家族の会 杉山Dr.の高齢者介護・看護のための医学基礎知識研修講座

- ◇日時＝令和2年2月16日(日)午前10時～午後4時

- ◇会場＝大和市渋谷学習センター2F多目的ホール(大和市渋谷5-22)
- ◇内容＝認知症の特徴などを学ぶ講座。認知症ケア専門士単位3単位を取得できます
- ◇費用＝一般：5,000円、会員：4,000円、学生：2,000円(学生証提示)
- ◇申込方法＝令和2年2月7日(金)までに、FAXにて申込。定員150名に達し次第締切
- ◇問合せ先＝(公社)認知症の人と家族の会 神奈川県支部
☎FAX 044-522-6801(月・水・金曜日午前10時～午後4時)

寄附金品ありがとうございました

【交通遺児援護基金】神奈川県設計協同組合連合会、(株)エスホケン
【子ども福祉基金】脇隆志、(株)エスホケン

【ともしび基金】(一財)光之村
(合計7件 310,520円)

【寄附物品】(一社)神奈川県自動車会議所

【ライフサポート事業】
(寄附物品) (N)セカンドハーベスト・ジャパン、(公社)フードバンクかながわ、(福)横浜大陽会
(いずれも順不同、敬称略)



神奈川県自動車会議所より老人福祉施設等へ介護車両を寄贈いただき、御代田晃一専務理事(右)に感謝状を贈呈



神奈川県設計協同組合連合会より交通遺児援護基金へご寄附いただき、須藤亮二事務局長(左)須藤理一郎事務局(右)に感謝状を贈呈

地域の医療・福祉関係者が支える「身元保証」

― おひとり様プロジェクトの取り組みから（横浜市神奈川区）

入院手続きや費用の支払い、緊急連絡先等の役割が期待される身元保証人。以前は主に家族機能がその役割を担っていましたが、近年は単身高齢者の増加や地縁・血縁の希薄化等を背景に担える人がいないケースが増えており、社会問題として顕在化しています。

身元保証人の有無は、入院や福祉サービスの提供を拒む理由にはならないことが法令等で定められています。現実には費用の回収や手術などの医療同意、死後事務などの想定から、多くの病院・福祉施設が契約時に身元保証人を求めている実態が関係団体の調査等でも明らかになっています。

このような現状を地域の問題として考え、2〜3カ月に一度、公



関係者に身元保証の現状を訴える鎌村さん(本会主催研修会の様子)



11月に開催されたプロジェクトの様子。地域の介護保険事業所やケアマネジャー、行政、社協職員等が参加



プロジェクトへの思いを語る鎌村さん

私の医療・福祉関係者有志が集い、好事例や困りごとの共有、具体的な仕組みづくりの検討等を行う「おひとり様プロジェクト」が昨年10月、横浜市神奈川区内で始動しました。その中心的なメンバーの一人で、無料低額診療施設でもある済生会神奈川県病院・医療福祉相談室長の鎌村誠司さんは、医療ソーシャルワーカーとして身元保証の問題に向き合っています。

鎌村さんによると、医療現場で最もこの問題に直面しているのは、緊急性を要する患者を受け入れる急性期の病院。中でも「生活保護を受けていない低所得の方には公的な支援がほとんどなく、意思決定支援の場面でも苦慮することが多い。制度の狭間で、身寄りのな

いことが入院時の多くの困難につながる」と言います。さらには「患者の転院や新たな施設との利用契約にあたり、支援者がやむを得ず契約書の身元保証人欄に署名し、何とか利用に至った例もある」と、専門職が個人で重い責任を負わされている現実も、プロジェクトのメンバーの声から見えてきています。

身元保証は、公的な制度面の整備が進んでいないことも課題となつていきます。鎌村さんはこの現状に警笛を鳴らしつつも「身元保証人がいないことでの困りごとの半分は、話し合いで解決できると考えている。『何かあればうちの病院で受けるよ』など、地域の関係者が自らの立場からできることを考えて歩み寄ることが大切」と関係構築の場にもなっているプロジェクトの意義を語ります。

県内の各市町村でも、地元的身元保証の問題に向き合う医療・福祉関係者のネットワークづくりが広がりを見せ始めています。「制度ができるのを待つだけではいけない」と取り組む鎌村さんらの姿勢には、誰もが医療や福祉を安心して利用できる地域づくりのヒントが詰まっています。

（企画調整・情報提供担当）

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害...

こんなとき、まずは法テラスへ

よかった、法テラスに電話して。

日本司法支援センター

法テラス

法的トラブルは、適切な機関や専門家に相談するのが解決への近道。まずはお気軽に法テラスへお電話ください。

内容に応じて、ご利用いただける法律制度や相談窓口をご案内します。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078374

（平日9:00～21:00）
（土曜日9:00～17:00）
（夜間・土曜日もどうぞ）

犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714**

法テラス神奈川

☎0570-078308

☎050-3383-5360

〒231-0023

横浜市中央区山下町2

産業貿易センタービル10階

法テラス川崎

☎0570-078309

☎050-3383-5366

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本

町11-1パシフィック

マークス川崎ビル10階

法テラス小田原

☎0570-078311

☎050-3383-5370

〒250-0012

小田原市本町1-4-7

朝日生命小田原ビル5階

受付時間【共通】 平日9:00～17:00

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています